

沖縄MICEブランド管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、沖縄MICEブランドの管理に必要な事項を定める。

(要綱の遵守)

第2条 沖縄県の事業費を財源として実施するMICE振興を目的とする事業は、沖縄MICEブランドイメージの適切な浸透を図るため、原則としてこの要綱に即して実施するものとする。

(ブランドマニュアルの遵守)

第3条 沖縄県の事業費を財源として制作するMICE普及啓発のための画像、動画、ポスター、販促ツール等は、原則として沖縄MICEブランドマニュアル（以下「マニュアル」という。）及び本要綱に従って制作するものとする。

(ロゴマーク利用ガイドラインの遵守)

第4条 沖縄MICEブランドのロゴデザイン（以下「ロゴ」という。）を利用する際には、マニュアルに定められたロゴマーク利用ガイドラインに従わなければならない。

(権利)

第5条 ロゴに関する一切の権利は、沖縄県（以下「県」という。）に帰属する。

(利用の申請)

第6条 ロゴを利用する者は、あらかじめ沖縄県知事（以下「知事」という。）の許諾を受けなければならない。なお、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合
- (2) 沖縄県、沖縄MICEネットワーク、その他の公的機関及び公的機関が実施するMICE関連事業等を受託した企業及び団体が公的目的で利用する場合
- (3) 沖縄MICEネットワーク会員が自社のMICE関連商品・サービスの広報目的に利用する場合
- (4) 沖縄県が支援する催事において主催者等が広報目的に利用する場合

2 前項の許諾を受けようとする者は、利用申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) ロゴの利用内容が分かる完成見本等
- (2) 会社概要等、申請者の事業内容が分かる資料
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 利用申請書等の提出先は沖縄県文化観光スポーツ部MICE推進課とする。

(利用の許諾)

第7条 知事は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が県のMICE振興施策に寄与すると認めるときは、利用の許諾（以下「利用許諾」という。）をすることができる。

この場合において、知事は必要があると認める場合には、ロゴの利用方法その他必要な条件を付すことができる。

2 知事は、利用許諾を行ったときは、利用許諾書（別記様式第2号）を申請者へ交付する。

（利用許諾の制限）

第8条 ロゴの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は許諾しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反すると認められる場合
- (2) 沖縄MICEブランドのイメージ低下に繋がると認められる場合
- (3) 第三者の利益を侵害すると認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、若しくは宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122条）第2条に定める営業を行う者が使用する場合又はこれらの者が関わる事業の場合
- (6) その他知事が不適切と認める場合

（利用許諾申請の請求）

第9条 県は、ロゴを無断で利用している者に対して、この要綱に基づき利用許諾申請を求めることができる。

（利用禁止）

第10条 県は、ロゴを無断で利用している者又はマニュアル及び本要綱に規定する遵守事項に違反している者に対して、利用禁止を求めることができる。

（利用料）

第11条 ロゴの利用料は無料とする。

（地位の継承）

第12条 相続人、合併により設立される法人その他利用者の一般継承人は、当該利用者が有していた利用許諾に基づく地位を継承することができない。

（利用上の遵守事項）

第13条 第7条の規定による利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用内容の範囲内で利用すること。
- (2) 当該利用にかかる制作物、露出物、商品等（以下「制作物等」という。）の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては写真等を提出すること。
- (3) 第7条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(許諾内容の変更)

第14条 利用者が許諾内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ利用許諾内容変更申請書(別記様式第3号)を知事に提出し、知事の許諾を受けなければならない。

2 知事は、前項に規定する利用許諾内容変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、利用変更許諾書(別記様式第4号)を交付する。

(許諾の取り消し)

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾(前条の変更の許諾があったときはその変更後のもの。以下同じ)を取り消し、利用者に対し、制作物等の回収等の措置を要求することができる。利用者は、利用許諾が取消された場合、許諾取り消しの日から利用することができない。

- (1) 利用者がこの要綱に違反した場合
- (2) 申請内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) その他ロゴの利用継続が不相当であると認められた場合

2 知事は、前項の規定による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 知事は、利用者にロゴの利用状況等について、利用者に報告させ、または調査することができるものとする。

(利用独占の禁止)

第16条 この要綱による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴを利用する権利を付与するものではない。

(経費等の負担)

第17条 県は、この要綱による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施にかかる経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第18条 県は、ロゴの利用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、ロゴを利用した露出物、制作物、商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないよう適切に対応するものとする。

3 利用者は、ロゴの利用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に補償しなければならない。

(情報の公開)

第19条 知事は、ロゴの利用促進を図る観点から、ロゴの利用状況について情報を公開することができる。

(沖縄 MICE ネットワーク会員の遵守事項)

第 20 条 第 6 条第 1 項第 3 号の規定に基づきロゴを利用する者（以下「ネットワーク会員」という）については、第 15 条から第 19 条の規定を準用するものとする。

2 知事は、ネットワーク会員に対し、ロゴを利用した制作物等の完成品の提出（提出が困難な場合は写真等の提出）を求めることができる。

(事務)

第 21 条 この要綱に関する事務は、沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課が行う。

2 知事は、この要綱に関する事務の一部又は全部を公的機関に対して委任することができる。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、沖縄 MICE ブランドの管理に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 26 日から施行する。